

全大教新聞

2021年11月10日

第389号

【発行所】

全国大学高専教職員組合
(略称・全大教)



【PDF版(全面カラー)】
http://zendaikyoo.or.jp/?page_id=107

【電話】03-6802-4250

【HP】<http://zendaikyoo.or.jp/>

【所在地】〒110-0012
東京都台東区竜泉
2-20-15 都築ビル2階

* 組合員の購読料は
組合費に含まれて
います(一部30円)

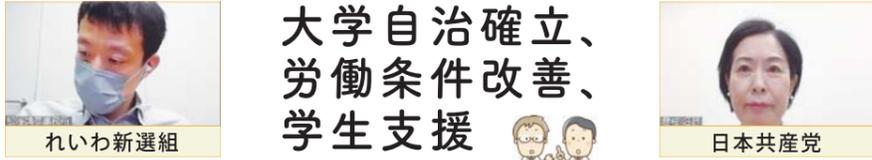
今月の紙面

- 2 技術職員 組織・昇格・資格手当支給等実態調査
- 2 非常勤職員(事務系・技術系)労働条件調査概要
- 2 #いのちまもる医療・社会福祉をよび直せ！総行動
- 3 論壇
- 3 「学校法人制度と私立学校法改正の最近の動向」
- 3 職場のQ&A ③ 変形労働時間制について

- 4 単組からのレポート
- ・信州大学「学長候補者に関して 組合から質問状を出す意義」
- ・奈良教育大附属「子どもたちの学びを保障するために」
- ・都城高専「コロナ禍における 組合活動の重要性と模索」

各政党との懇談会を実施

全大教中央執行委員会は、9月下旬から10月上旬にかけて政党との懇談を行いました。与野党の主要政党すべてに申入れを行い、応諾いただいた立憲民主党、日本共産党、社会民主党、れいわ新選組の各党と、大学および高等教育の現状と課題について要請・意見交換を行いました。



運営費交付金の基盤的経費の増額等を要請

全大教から運営費交付金の基盤的経費の削減による影響やトップダウンによる大学運営の弊害といった現状と課題について説明を行い、運営費交付金の基盤的経費の増額、大学自治に基づく大学運営にむけた制度の見直し、教職員の労働条件の改善や必要な人員の確保にむけた予算措置、修学支援制度の拡充などについて要請を行いました。

また、「選択と集中」政策の転換の必要性、地方大学の重要性、多様な学問分野が存在することの価値、教員の増員や若手研究者の処遇改善、非常勤教職員の労働条件の改善の必要性等、多岐にわたって意見交換を行いました。

全大教からの要請事項

- 国立大学法人運営費交付金について、総額を少なくとも法人化当時の2割増額した1兆5,000億円まで増額し、その後、さらなる教育研究の発展のために上乗せを図っていくこと。運営費交付金は全額を基盤的経費として安定的に交付し、共通指標による傾斜配分は廃止し、各大学の取り組みへの重点配分は運営費交付金の外で加算して交付すること。また、大学ファンドは、運用益の配分対象大学を広くとるとともに、その配分によって運営費交付金の削減を行わないこと。
- 学問の自由を守り、構成員の意欲を高めるために、高等教育機関の運営は、大学自治を基本とすること。2014年の学校教育法改正により大学自治が大きく後退し弊害を生んでいることを踏まえ、その改正を検討すること。国立大学法人制度の抜本的な見直しを図ること。
- 大学の財政的困窮により、大学教職員の労働条件が悪化していることに対し、大学への公的負担の中にそうした状況への対応に必要の予算の裏付けを与えること。
- 現行の高等教育修学支援制度から抜け落ちた、中間所得層の進学希望者・学生が安心して学業を修めることができるよう、制度を改善し、またそれに必要の予算の裏付けを与えること。(書記長 永井信)

高専機構との団体交渉

高専協議会
10月19日



オンラインで団体交渉を実施(左上:高専機構本部)

教職員ひとり一人の努力に応える労働条件の改善こそ必要

高専機構本部は全大教高専協議会に対し、「人事院による給与勧告を踏まえた給与改定」「永年勤続表彰制度の見直し」「非常勤教職員及び有期雇用教職員の休暇等の見直し」について提案し、両者は10月19日にオンラインで団体交渉を実施しました。

冒頭、これまで高専協議会から提出していた団体交渉事項の検討状況の説明を求め、高専機構本部から回答がありました。

機構本部は、同一労働同一賃金、不合理な格差解消について、社会情勢などを見据えて今後引き続き検討する、一時金の支給制度について、災害は共済から一時金の給付制度があり、褒章は表彰があるため必要性がないと回答しました。高専協議会は、「コロナ禍において非常に過酷な状況の中、努力している教職員に対し報いるために一時金も必要な制度として、引き続き検討を要求しました。」

また、国家公務員の定年延長に係る法律案の成立を踏まえた、教職員の定年延長および昇給抑制・停止年齢の引き上げについて、国家公務員の制度と同等にするのが基本的な考えとし、

方向性が見えたら全大教と協議すると回答し、高専協議会は、国家公務員の動きは短期的な回答を求められる可能性もあるため、出来るだけ早めに協議を開始するように要求しました。

高専機構本部から提案された給与改定については、高専機構全体の影響額は4億5千万円程度(教職員一人当たり6万5千円程度)とし、大変忍びない提案であるが、これまでも国家公務員と同様な内容で改定してきたため、今回も同じ内容で改定をしたいと説明がありました。高専協議会は、影響額が昨年度より大きく3倍であるため容易には納得できないと回答しました。

機構本部は11月初旬には協議事項について決着をつけたいと説明し、高専協議会からは各項目について改めて要求書を提出することを確認しました。

次回団体交渉で機構本部が引き続き給与改定を提案するのであれば、その代償措置は不利益変更となる全教職員へ波及し、相応の内容でなければなりません。機構本部の誠意ある回答を求めていきます。(高専協議会幹事 赤塚司)